○鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則

昭和63年5月20日
規則第33号
改正　令和3年3月30日規則第28号
令和6年3月29日規則第34号
令和6年12月24日規則第56号

鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、鹿児島県ウミガメ保護条例（昭和63年鹿児島県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止の対象とならない国等の行為）

第2条　条例第5条第1項第2号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

(1)　河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設の新築、改築、増築又は修繕（以下「新築等」という。）に関する工事

(2)　森林法（昭和26年法律第249号）第41条第2項に規定する保安施設事業に係る施設の新築等に関する工事

(3)　海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設の新築等に関する工事

(4)　港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設の新築等に関する工事

(5)　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設の新築等に関する工事

(6)　公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許を受けた埋立に関する工事

（令6規則34・一部改正）

（捕獲等の許可申請）

第3条　条例第5条第1項第3号の規定による許可を受けようとする者は、ウミガメ捕獲等許可申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、ウミガメを捕獲し、又はウミガメの卵を採取する区域を明らかにした図面を添えなければならない。

（国等の協議）

第4条　条例第7条の規定による協議は、ウミガメ捕獲等協議書（別記第2号様式）を知事に提出して行うものとする。

2　前条第2項の規定は、前項の協議について準用する。

（書類の経由）

第5条　第3条第1項及び前条第1項の規定により知事に提出する書類は、行為の場所を管轄する市町村の長を経由して提出しなければならない。この場合において、行為の場所が2以上の市町村の区域にまたがるときは、主たる行為の場所を管轄する市町村の長を経由して提出することができる。

（身分を示す証明書の様式）

第6条　条例第8条第2項の規定により職員が携帯する証明書は、別記第3号様式による。

2　条例第9条第3項において準用する条例第8条第2項の規定により職員が携帯する証明書は、別記第4号様式による。

附　則

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附　則（令和3年3月30日規則第28号）

1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（令和6年3月29日規則第34号）抄

1　この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附　則（令和6年12月24日規則第56号）

1　この規則は、令和7年6月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則別記第4号様式による身分証明書は、改正後の鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則別記第4号様式による身分証明書とみなす。

別記第1号様式（第3条関係）

（令3規則28・一部改正）

別記第1号様式(第3条関係)

ウミガメ捕獲等許可申請書

年　　月　　日

鹿児島県知事　　殿

申請者住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

鹿児島県ウミガメ保護条例第5条第1項第3号の規定によるウミガメ(ウミガメの卵)の捕獲(採取)の許可を受けたいので、鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲(採取)する数量		
行為の目的		
行為の場所		
捕獲(採取)の方法		
捕獲(採取)後の取扱い		
行為の着手及び完了の予定期日	着手	
	完了	
備考		

注　不要の文字は、抹消すること。

第2号様式(第4条関係)

ウミガメ捕獲等協議書

年　月　日

鹿児島県知事　　殿

所在地
名　称
代表者氏名　　印

ウミガメ(ウミガメの卵)を捕獲(採取)したいので、鹿児島県ウミガメ保護条例第7条の規定により、次のとおり協議します。

捕獲(採取)する数量		
行為の目的		
行為の場所		
捕獲(採取)の方法		
捕獲(採取)後の取扱い		
行為の着手及び完了の予定期日	着手	
	完了	
備考		

注　不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(第6条関係)

第3号様式(第6条関係)

(表)



(裏)

鹿児島県ウミガメ保護条例(抄)

(報告及び検査)

第8条　知事は、ウミガメの保護のために必要な限度において、第5条第1項第3号の許可を受けた者に対して、当該許可を受けた行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該許可を受けた者に係る土地若しくは建物内に立ち入り、当該許可を受けた行為の実施状況を検査させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第13条　次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1)　第8条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

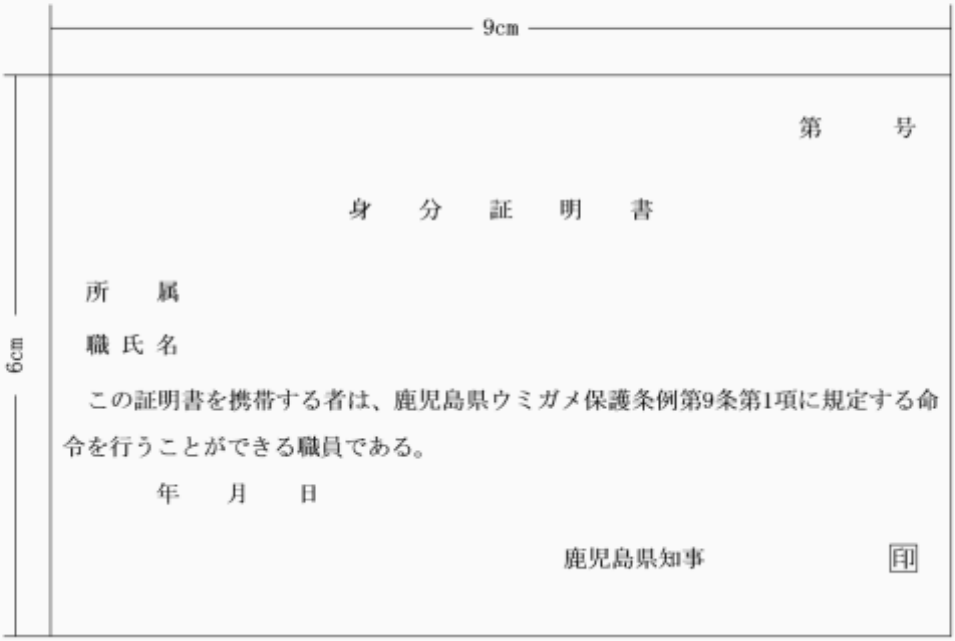
(2)　第8条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第4号様式(第6条関係)

(令6規則56・一部改正)

第4号様式(第6条関係)

(表)



第　　号

身　分　証　明　書

所　　属

職 氏 名

この証明書を携帯する者は、鹿児島県ウミガメ保護条例第9条第1項に規定する命令を行うことができる職員である。

年　　月　　日

鹿児島県知事　　印

(裏)

鹿児島県ウミガメ保護条例(抄)

(中止命令等)

第9条　知事は、第5条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2　知事は、その職員をして前項に規定する権限を行わせることができる。

3　(略)

(罰則)

第11条　第9条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。